

1 市議会定例会一般質問等

- 1-1 地域防災計画策定方法と被害想定の設定について (×)
- 1-2 行動計画の策定、原発事故に対応した計画の策定 (×)
- 1-3 マイクロチップによるペット登録の推進 (×)
- 1-4 地域防災計画の改定に伴うハザードマップの作成 (×)
- 1-5 野田隆起帯の位置付けについて (×)
- 1-6 竜巻対策の表示について (×)
- 1-7 集合住宅の集会所等を臨時避難所にするについて (×)
- 1-8 災害対策本部に市議会議員の位置付けをすることについて (×)
- 1-9 災害時要援護者の避難支援体制の反映について (○)
- 1-10 被害想定の見直し (×)
- 1-11 災害時要援護者の安否確認にかかわるマニュアルの整備 (×)
- 2-1 下期実施計画～まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)～に対する意見(平成27年10月20日) (×)
- 2-2 平成28年度予算に係る流山市議会・各党派懇談会及び要望事項(平成27年10月30日回答) (×)

3 市民からの意見

- 1 高齢者福祉センター森の倶楽部は、避難所になりますか (○)
- 2 自治会未設立自主防災組織に対する支援と地域防災計画資料集の修正について (○)
- 3 災害時協力井戸の水質検査の有無と飲用利用について (○)
- 4 避難判断水位の見直し、風水害時の避難場所の指定などについて (×)
- 5 防災行政無線のシステム等について (○)

凡 例

- ：流山市に影響あり
- △：影響するか要検討
- ×：影響なし
- (法に基づく修正を含む)

2 災害医療対策会議に基づく災害医療体制の整備

流山市医療救護活動マニュアルの位置付け (○)

第1章 災害時医療の体制

- 第1節 本マニュアルの適用
- 第2節 組織及び役割
- 第3節 千葉県災害医療本部との調整事項

第2章 災害時医療の活動内容

- 第1節 72時間以内(急性期)の部門別活動内容
- 第2節 流山市災害救護対策本部の活動内容
- 第3節 救護所の活動内容
- 第4節 救急告示病院の活動内容
- 第5節 傷病者の搬送等
- 第6節 衣料品・衛生材料の搬送等
- 第7節 情報収集、発信等
- 第8節 透析患者への対応

第3章 災害時の具体的な医療救護活動内容

- 第1節 トリアージ
- 第2節 応急措置
- 第3節 死体検案・検視等
- 第4節 DMAT(日本DMAT活動要領より抜粋)
- 第5節 域外搬送拠点
- 第6節 N-matチーム他

第4章 日頃の防災対策

- 第1節 救護所の環境整備
- 第2節 救護所における配置要員
- 第3節 訓練
- 第4節 災害医療対策会議
- 第5節 住民への啓発活動

第5章 資料編

趣 旨

災害時要援護者の安全確保対策を地域防災計画に反映させることについて

質 疑

答 弁

【平成26年
予算審査特別委
員会・03月14日
-04号】

P.397 ◆ 齊藤真理委員

◆ 齊藤真理委員 では、次の質疑に移らせていただきます。

5番目、(仮称)流山市地域支えあい活動の推進条例についてお伺いいたします。改正災害対策基本法を受けて、国は災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや障害者の方、いわゆる災害時要援護者の名簿の作成を市町村に義務づけました。これを受けて、流山市では現在、(仮称)流山市地域支えあい活動の推進条例策定に向けて進めているところです。従来の地区社会福祉協議会や自治会等が行っている平時の見守り活動に加え、災害時に要援護者の生命や財産を保護するという重要な活動が期待されております。

そこでお伺いいたします。いざというときの安否確認、救出や救護及び避難支援の体制、福祉避難所の設置など、**防災計画**に具体的にどのように反映させていくのかお答えいただきたいと思っております。

P.397 ◎ 井崎義治市長

◎ 井崎義治市長 新たな福祉避難所を指定した場合、地域**防災計画**に反映します。また、安否確認、救出や救護及び避難支援の体制等は、まず流山市災害時要援護者避難支援計画に反映するとともに、同計画に基づき、災害時要援護者避難支援個人計画を作成します。また、今後自主防災組織あるいは自治会等が地区**防災計画**を作成する場合、こういった内容も含むようになるものと考えます。その上で、地域**防災計画**に反映すべき事項を反映してまいります。

修 正 前

修 正 後

流山市
地域防災計画
(p地2-85)

第7節 災害時要援護者(避難行動要支援者)の安全確保対策

市は、国が梅雨前線豪雨、台風等の教訓を活かして策定した「災害時要援護者避難支援ガイドライン」及び県の作成した「災害時要援護者避難支援の手引」並びに「流山市災害時要援護者避難支援計画」に基づいて、災害時要援護者の安全確保対策に努める。

平成27年修正として修正を行うため、対応不要。

流山市
地域防災計画
(p地2-88)
・高齢者生きがい
推進課
・障害者支援課
・災害時要援護者
関連施設等管理
者

第7節 災害時要援護者(避難行動要支援者)の安全確保対策

第2 在宅災害時要援護者に対する対応

5 福祉に配慮した避難所(福祉避難所)の確保

**表2-7-1 福祉避難所
略**

《資料77・80～83・88》

表を削除して資料番号を記載

《資料101》

趣 旨

災害医療対策会議において作成している医療救護活動マニュアル（案）との連携

概 要

マニュアル内容

災害医療対策
会議
(平成27年8月
20日)第12回

流山市医療救護活動マニュアル（案）に基づく地域防災計画との連携

○ 災害医療対策会議によって作成している流山市医療救護活動マニュアル（案）を地域防災計画に位置付け、現在の災害医療体制の整備及び医療救護活動計画を見直すもの。

- 第1章 災害時医療の体制
 - 第1節 本マニュアルの適用
 - 第2節 組織及び役割
 - 第3節 千葉県災害医療本部との調整事項
- 第2章 災害時医療の活動内容
 - 第1節 72時間以内（急性期）の部門別活動内容
 - 第2節 流山市災害救護対策本部の活動内容
 - 第3節 救護所の活動内容
 - 第4節 救急告示病院の活動内容
 - 第5節 傷病者の搬送等
 - 第6節 衣料品・衛生材料の搬送等
 - 第7節 情報収集、発信等
 - 第8節 透析患者への対応
- 第3章 災害時の具体的な医療救護活動内容
 - 第1節 トリアージ
 - 第2節 応急措置
 - 第3節 死体検案・検視等
 - 第4節 DMAT（日本DMAT活動要領より抜粋）
 - 第5節 域外搬送拠点
 - 第6節 N-m a t チーム他
- 第4章 日頃の防災対策
 - 第1節 救護所の環境整備
 - 第2節 救護所における配置要員
 - 第3節 訓練
 - 第4節 災害医療対策会議
 - 第5節 住民への啓発活動
- 第5章 資料編

趣 旨

災害医療対策会議において作成している医療救護活動マニュアル（案）との連携

修正前

修正後

流山市
地域防災計画
(p.2-81)
・防災危機管理課
・健康増進課
・医療機関

第2章 第6節 災害医療体制の整備
大規模な災害が発生した場合における死傷者を最小限にとどめるため、救急・救助体制を整備し、救急対応力の強化を図る。また、医療救護活動を円滑に実施するため、医療救護班等の派遣体制を整え初期医療に対応するとともに、これを後方から支援する医療関係機関との協力体制を確立する。

第2 初期医療体制の整備
【防災危機管理課・健康増進課・医療機関】

1 医療救護班の編成
市は、大規模災害時における迅速な医療救護班の編成を行うため、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会及び日本赤十字社千葉県支部等の関係機関と協議して、緊急医療対策組織の確立及び相互の迅速な通信体制並びに緊急連絡体制の整備に努める。
《資料42・43・73・102》

2 医療活動の拠点
市は、保健センターを市内の医療活動や医療ボランティアの活動拠点として位置づけ、体制や必要な資機材の整備に努める。
現在、建て替え計画を進めている新体育館については、災害時には、事務室を医務室とするほか、感染症発生時には、体育館が医療の拠点となるよう施設を整備する。

3 応急救護所の設置
医療救護班が出勤したときは直ちに応急救護所を開設し、負傷者等の収容治療にあたる体制を整える。
(1) 設置場所の確保
市は、医療関係機関等との調整を図り、応急救護所に充てるべき建物等をあらかじめ調査し、把握しておく。
(2) 臨時・移動救護所用設備の整備
市は、災害の状況等により適切な応急救護所用施設が確保できない場合に備え、テント、簡易ベッド等の臨時・移動救護所の設置に必要な資機材等の整備を図る。

4 トリアージ実施体制の整備
市及び医療関係機関等は、初期医療措置の迅速化を図るため、負傷程度により緊急度を判定し、治療順位を決定し、負傷者を振り分けるトリアージ体制の整備を検討する。
また、医療関係機関等との連携を図り、医療機関職員や消防機関職員等への各種研修等を実施し、災害時に多発する傷病者の治療技術、トリアージ技術等の向上に努める。
《様式43》

第2章 第6節 災害医療体制の整備
大規模な災害が発生した場合における死傷者を最小限にとどめるため、救急・救助体制を整備し、救急対応力の強化を図る。また、医療救護活動を円滑に実施するため、市医療救護活動マニュアル(以下この項において「本マニュアル」という。)に基づき、医療救護班等の派遣体制を整え初期医療に対応する。

第2初期医療体制の整備 (救援部救護班のため加える)
【防災危機管理課・健康増進課・国保年金課・医療機関】

1 医療救護班の編成
市は、大規模災害時における迅速な医療救護班の編成を行うため、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会及び日本赤十字社千葉県支部等の関係機関と協議して、緊急医療対策組織の確立及び相互の迅速な通信体制並びに緊急連絡体制の整備に努める。

2 医療活動の拠点
市は、保健センターを市内の医療活動や医療ボランティアの活動拠点として位置づけ、体制や必要な資機材の整備に努める。
総合体育館については、感染症発生時には、体育館が医療の拠点とする。

(保健センターの災害時の位置づけを、明記しなければ避難所とされてしまう。体育館は議会の体育館建設特別委員会で感染症発生時の臨時入院施設にも利用する旨答弁した経緯がある)

3 救護所の環境整備 医薬(誤字による訂正) (別物なので中点)
(1) 救護所には、傷病者に応急対応するための、衣料品・衛生材料等を救急キット・救護所BOXを配置し、適切な維持管理を行う。
(2) 救護所に指定した学校には、MCA無線を配備するとともに、定期的に試験通話を行う。
(3) 救護所は、地域の状況、交通状況、災害医療協力病院、医療関係者数の状況を考慮して配置数・配置場所を見直すことがある。

4 救護所における配置要員
救護所配置要員(医師・歯科医師・薬剤師・看護師・事務・市職員)への研修を実施する。
また、各組織において、配置要員の連絡体制を整える。

5 訓練
訓練は、本マニュアルに基づき、関係機関の連携により実施する。
また、訓練を通じて本マニュアルを検証し、より実効性の高い災害医療体制の整備や災害時への即応体制の確立を図る。
また、訓練の内容は関係者と協議し、決定する。

趣旨

災害医療対策会議において作成している医療救護活動マニュアル(案)との連携

修正前

修正後

流山市
地域防災計画
(p.2-81)
・防災危機管理課
・健康増進課
・医療機関

6 災害医療対策会議

平常時に災害医療に関して関係機関が話し合う場として、定期的に「流山市災害医療対策会議」を開催し、各関係機関の連携を図る。

(1) 本マニュアルの見直し

(2) 関係機関の連絡網(通信手段)の整備

(3) 訓練の計画や、実施後の検証

(4) 住民への啓発方法、内容の検討等

7 住民への啓発活動

(1) 概要

災害医療の充実を図る観点から、本マニュアルの仕組みや災害発生時に市民が、とるべき行動等について、防災・医療・保健・福祉が連携し、日頃からの危機管理、防災訓練の大切さや情報の周知・徹底等について、市民に周知啓発を図り、災害に強い、安全で安心なまちづくりを進める。

(2) 手段等

啓発活動は、概ね次の手段により実施するものとし、内容は関係者と協議をし、決定する。

ア 広報・ホームページ等の活用

イ 出前講座、まちづくり会議、研修会等の活用

ウ 自主防災組織との連携による訓練の実施

趣旨

災害医療対策会議において作成している医療救護活動マニュアル(案)との連携

修正前

修正後

流山市
地域防災計画
(p.3-96)
・健康増進課
・国保年金課
・中央消防署
・北消防署
・東消防署
・南消防署
財政調整課
・財産活用課
・会計課
・医療機関

第3章 第6節 第1 医療救護活動

地震災害時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため市は、地震災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携の下に、一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

(2) 救護班による医療活動

ア 救護班の出動要請

市長は、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長、市薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

救護班の出動を要請するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請(日本赤十字社千葉県支部は県を通じて要請)するものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

(ア) 災害発生の日時及び場所

(イ) 災害の原因及び被害の概況

(ウ) 出動を要する人員(班)及び資機(器)材

(エ) 出動の期間

(オ) その他必要な事項

表3-6-1 関係機関

略

《資料42・43・73・100》

イ 救護班の編成

救護班は、医師1名、看護師又は保健師2名、事務担当者2名で編成する。

ウ 現場しき

具体的な現場指揮は、災害の態様、現場の状況等に応じ、関係機関で協議の上、統一を図るものとする。

エ 救護班の業務内容

(ア) 傷病者に対するトリアージ作業の実施

(イ) 傷病者に対する応急措置

(ウ) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

(エ) 軽症患者等に対する医療

(オ) 避難所等での医療

(カ) 助産救護

《様式43》

第3章 第6節 第1 医療救護活動

地震災害時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため市は、応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携の下に、一刻も早い医療救護活動を行うものとし、必要に応じ、医療救護活動マニュアルに基づく活動を要請するものとする。

(2) 災害救護対策本部による医療活動

ア 災害救護対策本部の設置要請 (設置は市が行い構成員に出動要請する考え方)

市長は、必要に応じて災害医療コーディネーターをはじめ災害救護対策本部構成員に災害救護対策本部の設置出動を要請し、必要な措置を講ずるものとする。

災害救護対策本部の設置への出動を要請するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請するものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

(ア) 災害発生の日時及び場所

(イ) 災害の原因及び被害の概況

(ウ) 出動を要する人員(班)及び資機(器)材

(エ) 出動の期間

(オ) その他必要な事項

表3-6-1 関係機関

略

《資料42・43・73・102》

イ 医療救護班の編成

市医療救護活動マニュアルに基づき編成する。

ウ 現場指揮

具体的な救護活動の指揮は、医師が行うものとし、災害救護対策本部の指揮は災害医療コーディネーターが行う。

エ 医療救護班の業務内容

(ア) 傷病者に対するトリアージ作業の実施

(イ) 傷病者に対する応急措置

(ウ) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

(エ) 軽症患者等に対する医療

(オ) 避難所等での医療

(カ) 助産救護

《様式43》

趣旨

災害医療対策会議において作成している医療救護活動マニュアル（案）との連携

修正前

修正後

流山市
地域防災計画
(p.3-96)
・健康増進課
・国保年金課
・中央消防署
・北消防署
・東消防署
・南消防署
財政調整課
・財産活用課
・会計課
・医療機関

(3) 救護所の設置
市長は、救護所を設置するものとし、**救護班**は救護所において医療救護活動を実施する。
ア 救護所指定順位
救護所は、概ね次の順位により開設する。
(ア) 外科施設を有する病院又は診療所
(イ) (ア)以外の病院又は診療所
(ウ) 病院もしくは診療所のない地区又はこれらの施設で間に合わないときは、保健センター、学校、集会所、公民館等
イ 救護所の表示・広告
市は、応急救護所を開設した場合はその表示を行って一般に周知するとともに、夜間は文字表示の赤色灯を掲げるものとする。

(4) 現地総括者及び現地医療指揮者
ア 現地総括者
現地総括者は、救援部長又は救護班長が指名する者が務め、災害現場において現地医療指揮者及び現場出動の各部門責任者と現場活動が円滑に推進するよう必要な連絡協議を行い、業務の総合調整にあたる。
イ 現地医療指揮者
現地医療指揮者は、**市医師会長**が務める。**市医師会長**は、災害現場及び救護所における各救護班の医療活動の指揮をとる。

(3) 救護所の設置
市長は、救護所を設置するものとし、**医療救護班**は**災害救護対策本部と連携を図り**救護所において医療救護活動を実施する。
ア救護所
救護所は、東深井中学校、常盤松中学校、南部中学校、東部中学校、南流山中学校(武道場・格技場)とし、傷病者が存在する限り継続して設置することを基本とするが必要に応じ規模の縮小等を検討する。
イ 救護所の表示・広告
市は、応急救護所を開設した場合はその表示を行って一般に周知するとともに、夜間は文字表示の赤色灯を掲げるものとする。

(4) 現地総括者及び現地医療指揮者
ア 現地総括者
現地総括者は、救援部長又は救護班長が指名する者が務め、災害現場において現地医療指揮者及び現場出動の各部門責任者と現場活動が円滑に推進するよう必要な連絡協議を行い、業務の総合調整にあたる。
イ 現地医療指揮者
現地医療指揮者は、**災害医療コーディネーター**が務める。**災害医療コーディネーター**は、災害現場及び救護所における各救護班の医療活動の指揮をとる。

趣 旨

災害時協力井戸の水質検査の有無と飲用利用箇所の確認について

市民からの意見

回答内容

平成27年7月12日
 災害用協力井戸の登録が行われていますが、災害時に飲料水として使用するためにも水質検査を実施して、飲料水として使用できるようにしたほうが有効と考えられますが、水質検査は実施していますか。
 また、飲用利用できる井戸はありますか。

井戸水の確保について (回答)
 平成27年7月12日付けで、お問い合わせのありました件につきまして下記のとおり、回答いたします。

記

- 1 災害時協力井戸の水質検査の有無について
 市では地震等の大規模な災害が発生し、水道の給水が停止した場合に生活用水を確保するため、個人や事業所が所有する井戸を災害時協力井戸として登録しています。
 なお、災害時協力井戸の登録要件は、水質検査の実施は義務付けてはいません。
- 2 災害時協力井戸の水を飲用として利用することについて
 災害時協力井戸は、水質検査等を義務付けていませんので、あくまでも生活用水として利用願います。

修正前

修正後

流山市
 地域防災計画
 (p地2-63)
 ・防災危機管理課
 ・商工課
 ・農政課
 ・健康増進課
 ・社会福祉課
 ・消防署
 ・水道局工務課

第2款 防災施設の整備
 第2 1(2)
 ウ 災害用井戸
 避難場所及び避難所となる学校施設等に、災害用井戸を順次整備する。
 また、地域住民に対し、災害時に生活用水として使用することを目的に、井戸の登録を募集する。なお、現在、27件の登録がある。
今後、飲料水として利用可能な井戸については、飲料水として提供するとともに、動力ポンプ等の設置によって、給水能力の増強を図る。

ウ 災害用井戸
指定避難所となる小中学校、公民館施設等に設置した災害用井戸の水質検査を実施する。
 また、地域住民に対し、災害時に生活用水として使用することを目的に、井戸の登録を募集する。

趣 旨

防災行政無線のシステム等について

市民からの意見

回答内容

平成27年11月4日
南流山より駒木に転居して気づきましたが、防災無線の放送が全く聞こえないことです。南流山ではよく聞こえていたので、これも市の端の区域からでしょうか。防災放送施設もどこにあるかもわかりません。一度、確認して頂き、是正してください。

お問い合わせの件ですが、防災行政無線については多くの御意見をいただいております。防災行政無線は災害等に関する情報を市民の皆様に伝えるための重要な手段であり、防災行政無線を補完する手段として安心メールやtwitterなど様々な手段で情報を発信しております。インターネットを介さない方法としては、防災行政無線テレホンサービスやケーブルテレビ・J:COM、戸別受信機でも行っています。御迷惑をおかけしておりますが、何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。近隣には駒木第4公園、十太夫1号公園に防災無線が設置されています。

【防災行政無線テレホンサービス】
防災行政無線で放送された内容が聞き取れなかった場合は、次の番号に電話をかけると、最新のものから、放送された日時と放送内容が自動的に流れます。

ナガレヤマ サイナンゼロ
フリーダイヤル (0120-783170) (通話料無料)

【ケーブルテレビ・J:COM】
防災行政無線が放送された後、緊急情報が入った旨を画面下部に表示し、防災行政無線の内容を文字情報で表示します。
J:COMのチャンネル：地上11ch
※事前にJ:COMのサービス加入手続きが必要です。

【戸別受信機】
屋内に設置して、防災行政無線屋外子局（スピーカー）の放送と同じ内容を聞くことができる機器であり、避難所等、防災上の重要な施設や自治会等に設置しています。
自治会に戸別受信機を設置していただく目的は、災害発生時に、例えば、災害時要援護者に対する避難支援や食糧や水、救援物資の配分支援等、自治会としての共助の活動に必要な情報を迅速かつ確実に伝えるためのものであり、承諾をいただいた161の自治会の役員等のお宅や自治会館等に設置しています。

修正前

修正後

流山市
地域防災計画
(p.地2-53)
・防災危機管理課

第2 災害通信施設の整備
1 無線施設の状況
(1) 市災害対策本部(市役所)
ア 市防災行政無線
現在、市の防災行政無線としては、固定系と移動系の無線が整備されている。
表2-4-1 流山市防災行政無線(略)
イ MCA無線
市と避難所、病院、警察、公共交通機関等との通信手段の確保のため、双方向情報通信装置(MCA無線)の配備を進める。

第2 災害通信施設の整備
1 無線施設の状況
(1) 市災害対策本部(市役所)
ア 市防災行政無線
現在、市の防災行政無線としては、固定系と移動系の無線が整備されている。
移動系子局は、車載型無線機と携帯型無線機がある。
固定系子局は、屋外拡声装置と個別受信機がある。
また、放送内容が自動的に流れる防災行政無線テレホンサービスがある。
イ MCA無線
市と避難所、病院、警察、公共交通機関等との通信手段の確保のため、双方向情報通信装置(MCA無線)が整備されている。